

【様式の内容】

- ・様式（その1、2、17、20）はすべての団体での提出が必要です。
- ・それ以外の様式は、該当があるもののみ提出してください。

| 種類 | 項目の区分 | 内 容 | 収支0円の場合 |
|--------|--|---|---------|
| その1 | 表紙 | <u>全団体必ず提出が必要です。</u> | 必要 |
| その2 | 収支の状況 | <u>全団体必ず提出が必要です（収支が0円の場合も必要）。</u> 収支の総計等を記載します。 | 必要 |
| その3 | 機関紙誌の発行その他の事業による収入 | 事業収入がある場合に提出が必要です。 | |
| その4 | 借入金 | 借入金収入がある場合に提出が必要です。 | |
| その5 | 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 本部又は支部から受けた交付金や寄付金等の収入がある場合に提出が必要です。 | |
| その6 | その他の収入 | その他の収入（銀行利息など）がある場合に提出が必要です。 | |
| その7 | 寄附の内訳 | 「その2」の寄附欄に収入を計上した場合に提出が必要です。 「個人からの寄附」「法人その他の団体からの寄附」、「政治団体からの寄附」にそれぞれ区分し、別葉で作成します。 | |
| その8 | 寄附のうち寄附のあつせんによるもの内訳 | 「その2」の該当する寄附欄に収入がある場合、「その7」の区分と同様の区分ごとに別葉で提出が必要です。 | |
| その9 | 政党匿名寄附の内訳 | 「その2」の該当する寄附欄に収入がある場合に提出が必要です。 | |
| その10 | 特定パーティーの対価に係る収入の内訳 | 「その3」の事業のうち、収入額が1,000万円以上の政治資金パーティーを開催した場合に提出が必要です。 | |
| その11 | 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳 | 「その3」の事業のうち、政治資金パーティーを開催した団体のうち、1回のパーティーにつき「1人又は1法人等」で「20万円を超える」パーティー券の購入者があった場合に必要です。 | |
| その12 | 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるもの内訳 | 「その3」の事業のうち、政治資金パーティーを開催した団体で、1件20万円を超えるあつせんをした者があった場合に提出が必要です。 | |
| その13 | 支出項目別金額の内訳 | 「その2」で支出を計上した場合に提出が必要です。 | |
| その14 | 経常経費（人件費を除く。）の内訳 （資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ必要） | 資金管理団体及び国会議員関係政治団体 で、経常経費（人件費を除く）について支出がある場合は、項目別区分ごとに別葉で提出が必要です。 5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の支出は明細を記載し、別途領収書等の写しの添付が必要です。 | |
| その15 | 政治活動費の内訳 | 政治活動費について支出がある場合は、項目別区分ごとに別葉で提出が必要です。 5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の支出は明細を記載し、別途領収書等の写しの添付が必要です。 | |
| その16 | 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳 | 政治団体の支出のうち、本部や支部に対して供与した交付金がある場合に再掲します。 | |
| その17 | 資産等の総括表 | <u>全団体必ず提出が必要です。</u> 当該政治団体が所有する資産等の有無について「項目別区分」ごとにチェックを入れてください。 | 必要 |
| その18 | 資産等の項目別内訳 （「その17」で「無」の項目は不要です） | 「その17」で「有」と答えた項目について、項目別区分毎に別葉で提出が必要です。 | |
| その19 | 不動産の利用の現況 | 資金管理団体が、不動産（「その18」のア、イ、ウの資産）の利用状況について、項目別区分毎に別葉で提出が必要です。 | |
| その20 | 宣誓書 | <u>全団体必ず提出が必要です。</u> | 必要 |
| 第15号様式 | 領収書等を徴し難かった支出の明細書 | 慶弔費など社会通念上領収書等を徴し難い事情のあった支出の場合、提出が必要です。 | |
| 第16号様式 | 振込明細書に係る支出目的書 | 金融機関の振込明細書がある場合は、「第15号様式」の代わりにこの様式の提出によるものでも構いません。 | |